

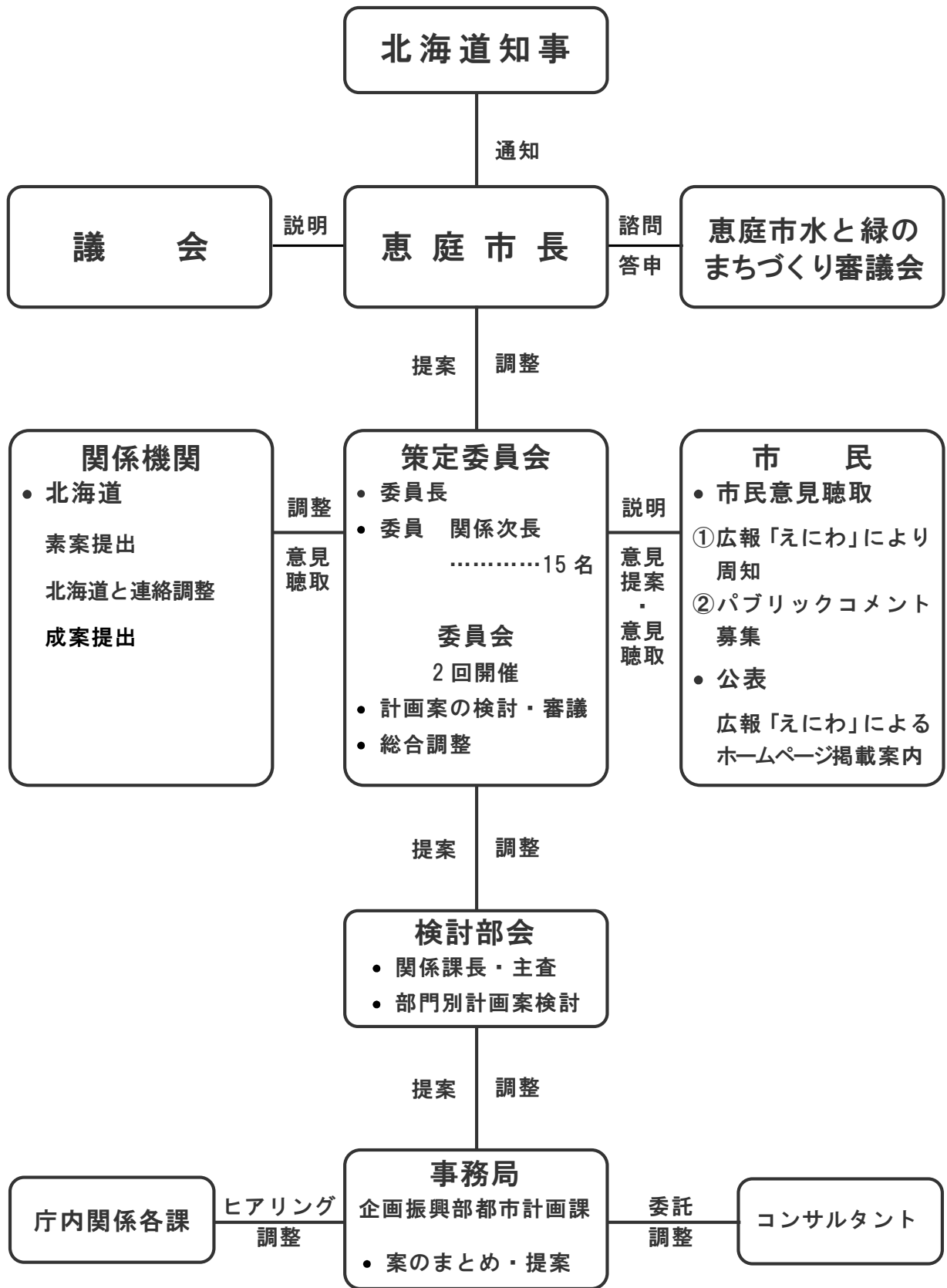
資料編



緑の基本計画見直し策定体制 50

用語解説 51

緑の基本計画 見直し策定体制



あ 行

●運動公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民を対象に、主に運動のための利用を目的とした公園。

運動公園の敷地面積の 50%を超えない範囲において、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、プールなどの運動施設を配置することができる。

●駅前広場

鉄道、バス、一般自動車などさまざまな交通手段の結節点。

駅前における安全かつ円滑な交通の確保、交通機関相互の乗り継ぎの利便性の増進などを目的として設けられ、市民交流の場、都市の顔としての美観上の役割も併せ持つ。

●エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮したうえで、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークを形成する緑地は以下のように分類される。

1)中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地。

2)拠点地区

市街地内に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する核となる緑地。

3)回廊地区

中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地。

4)緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯。

ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然との触れ合いの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能を発揮することが期待される。

●恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

(制定 平成 11 年 4 月 1 日 条例第 15 号)

漁川上流域の大切な水源を保全し、市民が将来にわたって安全な水を飲むことができるように、条例により排出水の水質を規制している。

規制対象となる事業場は、ゴルフ場と廃棄物最終処分場で、排水基準については上位法に抵触しない範囲で最も厳しい値を採用している。また、対象事業者には新設・拡張時の届出や事前の住民説明会の実施等の義務を課すとともに、市は必要に応じて立ち入り検査ができるよう定めている。

水道水源水質保全地域として、牧場及び盤尻地区の一部(国有林野及び北海道大演習場区域を除く)725haを指定している。

●恵庭市総合計画

恵庭市の将来像を描き、行政の基本指針としてさまざまな施策や事業を総合的・計画的に進めるために策定したもの。

現在、恵庭市においては「第 4 期総合計画」(計画期間 平成 18 年度～平成 27 年年度)を策定し、この計画に基づき各種施策を実施している。

計画策定時は総合計画の基本部分である「基本構想」を地方自治法で定めることが義務づけられていたが、地方自治法改正(平成 23 年 5 月)によって法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市町村の判断に委ねられることとなった。

● 恵庭市都市計画マスタープラン

都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画法改正(平成4年)によって市町村に策定が義務づけられた。

「恵庭市総合計画」、都道府県が策定する「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」に沿って都市の将来像を明らかにするとともに、市全体及び地域別の土地利用や都市計画の方針を示し、恵庭市における都市づくりの総合的な指針を定めている。

恵庭市では平成12年10月に都市計画マスタープランを策定したが、策定から10年が経過し、人口減少・高齢化の急速な進展、「第4期総合計画」の策定など、まちづくりを取り巻く環境が大きく変化したことを受け、平成23年3月に見直しを行っている。

● 恵庭市水と緑のまちづくり推進条例

(制定 昭和63年3月28日 条例第7号
改正 平成11年3月31日 条例第10号)

豊かな人間環境の創造を基本理念として、きよらかな水と緑豊かなまちづくりを推進することによって、市民のやすらぎと潤いのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的に制定されたものである。

この条例では水と緑のまちづくりを推進するための基本計画策定を定めており、これに基づき「水と緑のやすらぎプラン」を策定している。

このほか、公共施設や民間施設の事業実施にあたっての水と緑の推進、緑化推進地区・自然環境保全地区及び保護樹木の指定を定めている。

● 恵庭市水と緑のやすらぎプラン

国の施策である「快適な冬の生活環境づく

り～ふゆトピア計画」を契機として、昭和62年に策定した計画。平成16年に見直され、「新 水と緑のやすらぎプラン」が策定された。

恵まれた大地を形成してきた母なる川漁川などの「水」と四季折々に多彩な姿を呈する「緑」を軸に、緑のネットワーク形成を目的としている、

清らかな川と豊かな森林が展開する都市背後の山岳丘陵地を主体とした「やまのやすらぎプラン」、市街地と田園地帯を主体とした「まちのやすらぎプラン」のふたつの計画体系から構成されている。

● えにわ花のまちづくりプラン

花のまちづくりに参加し、実践してきた市民と行政との協働作業で平成10年に策定され、花のまちづくりをめざす行動の呼びかけとして、実践にあたって尊重してほしい行動の指針を示したものである。

平成20年にプランの見直しが行われ、「花のまちえにわ」にふさわしい景観や人と人とのコミュニケーションを広めるため、花の効用によるまちづくり12か条と行動指針を示している。

● オープンスペース

公園、河川・湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない一定の地域的広がり、あるいは敷地内の空地の総称。

か 行

● 街区公園

都市公園法施行令において、主に街区内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は0.25haとしている。

●環境緑地保護地区

北海道自然環境等保全条例に基づき、良好な環境を形成している樹林地、由緒由来のある樹木や美観風致などを維持するための樹木で、住民の休養や都市景観上保全することが必要と認められるものを保護地区・保護樹木として北海道知事が指定するものである。

恵庭市内では、西島松環境緑地保護地区（市民交流の森）を含め保護地区4箇所、恵庭市庁舎前のイチイ（オンコ）3本が保護樹木として指定されている。

●緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和、もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。

●近隣公園

都市公園法施行令において、主に近隣に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は2haとしている。

●公園施設長寿命化計画

平成21年4月に創設された「公園施設長寿命化計画策定補助制度」に基づく計画。

市町村が管理する都市公園の公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みの推進を目的としている。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

●施設緑地

国や都道府県、市町村が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。

都市公園法に基づいた都市公園と、都市公園以外の公共施設緑地、民間施設緑地に区分される。（P.3 緑地の分類参照）

●住区基幹公園

歩いていける範囲にあって、住民の日常生活に密着した最も基本的な公園。コミュニティ形成、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難場所等として多様な機能を有する。

住区基幹公園には、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

●整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法に基づき、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業といった都市計画の決定方針として都道府県が定めるものである。

恵庭市においては、千歳市と一体の都市と

して千歳恵庭圏都市計画区域が指定されており、千歳恵庭圏の整備、開発及び保全の方針は北海道が定めている。

用途地域をはじめとする土地利用や都市計画公園、都市計画道路など個々の都市施設の都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即して定められる。

●生物多様性

生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。

自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種及びその遺伝子の多様性、地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する包括的な概念。

●生物多様性保全活動推進法

日本の豊かな生物多様性を地域ぐるみで保全していくことをめざし、平成 22 年に公布された「地域における多様な主体の連携による生物の保全のための活動の促進等に関する法律」の略称。

この法律を受け、緑の基本計画の策定または改定時において、生物多様性の確保のための緑地の配置方針を設定することとなった。

●雪中植林

植樹は春や秋に行うのが普通であるが、本来は植物の休眠期間に行うのが最もよいとされ、その性質を活かして冬期に行う植樹方法。

雪を掘り起こして地面を出し、苗木を入れたバイオブロックを置くだけであり、雪をかぶせることにより苗木を保護・保温することで雪解け前に根系が活動し、成長する。

バイオブロックを用いた植樹は、「えにわ市民植樹祭」をはじめとして恵庭市において

数多く実施されている。

●総合公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、一市町村の区域内に居住する住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

た 行

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・形成するために河川整備・管理を行うこと。

茂漁川は、多自然川づくりの先進的な優れた事例として、土木学会デザイン賞 2006 において優秀賞を受賞している。

●地域制緑地

法律や条例などによって一定の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境などを保全することを目的とする。

地域制緑地は、法による地域、協定、条例等によるものに区分される。(P.3 緑地の分類参照)

●地域森林計画対象民有林

森林法に基づき国が定める「全国森林計画」に即して、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林を指す。

民有林とは国が所有する国有林以外の森林で、民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

●地区公園

都市公園法施行令において、主に徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした都市公園として位置づけている。

敷地面積の標準は4haとしている。

●特殊公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づく緑地保全制度。

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全するもので、都道府県知事が指定する。

●都市基幹公園

一市町村の区域内に居住する住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のための空間を確保するため、都市を利用単位として設置する基幹的な公園。

主たる機能から総合公園と運動公園に区分される。

●都市計画

都市の健全な発展と、秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

市街化区域及び市街化調整区域との区分（区域区分）や用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画などを定めることができ、まちづくりを秩序立てて進めていくことを目的とした計画。

●都市計画区域

都市計画法に基づき、都市計画を策定すべき土地として設定された区域。

市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況・推移を考え合わせ、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

●都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針。

都市の将来像を明らかにするとともに、市全体及び地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とする。

恵庭市では平成12年に「恵庭市都市計画マスタープラン」を策定し、平成23年に計画内容の見直しが行われている。

●都市公園

都市公園法に規定される公園で、都市計画区域内に市町村が設置した公園や緑地、国や都道府県が整備した公園のほか、都市緑地や緑道、墓園などのさまざまな種類の公園の総称。

●都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保、良好な都市環境保持のための施設の総称。都市計画法では次の施設を都市施設としている。

- 1)道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設
- 2)公園、緑地、広場、墓園などの公共空地
- 3)水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- 4)河川、運河などの水路

- 5) 学校、図書館、研究施設などの教育文化施設
- 6) 病院、保育所などの医療・福祉施設
- 7) 市場、と畜場、火葬場
- 8) 一団地の住宅施設
- 9) 一団地の官公庁施設
- 10) 流通業務団地
- 11) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12) その他政令で定める施設

●都市の低炭素化

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、都市の健全な発展に寄与する二酸化炭素排出量の削減促進を通じ、持続可能で活力ある国土・地域づくりの推進を目的として、平成 24 年 12 月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行された。

目標のひとつとして、二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりの積極的な保全・創出を掲げており、緑化による地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和機能を通じ、自然と共生し、緑豊かで美しく風格あるまちづくりを実現している。

●都市緑地

都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

1 箇所あたり 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合は、その規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わず借地により整備し、都市公園として配置するものを含む。)

●都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律。

「緑の基本計画」は都市緑地法に基づく計画である。

な 行

●農用地区域

市町村が今後長期（おおむね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域内に設定する区域。

市町村が策定する「農業振興地域整備計画」において「農用地利用計画」に農用地区域に関する事項が定められる。

なお、農用地区域はその現況が農用地等である土地の区域をいうのではなく、農用地として利用すべき土地の区域を意味するものである。そのため、農用地ではなく、山林、原野等であっても、将来、農用地等としての開発が見込まれるときには農用地区域に含めることができる。

は 行

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）を取り除く（フリーにする）こと。

もともとは段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障がいのある人の社会参加を困難にする障がいの除去（ソフト面の社会的、制度的、心理的な障がい）を含む。

●ビオトープ

ギリシャ語で生命を意味する「bios」と、場所を意味する「topos」の合成語。本来その地域にすむさまざまな野生生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。

都市化や工業の進展などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のほか、都市内の空き地、学校の校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。

生態系の保全の観点からは、単体でビオトープを保全・整備するのではなく、生物の移動経路が確保できるようなネットワークの形成が重要とされる。

●風致地区

都市の自然美を維持することを目的とした都市計画法に基づく制度。良好な樹林地や水辺など自然環境が残されている土地、歴史的に意義深い土地などが対象となる。

都道府県知事が都市計画に定める地域地区のひとつであり、建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受ける。

●保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

●ポケットパーク

都市の中に設けられた小公園。

本来は都心部の往来の激しいビル街で人と車の雑踏から離れた空間としてつくられ

た広場をさす言葉であるが、歩道の一部や交差点付近に広場を確保し、ベンチなどの休憩施設を整備した場所もポケットパークと呼ばれる場合がある。

ま 行

●まちづくり

市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、自らが生活する場を住みよく魅力あるものにしていく諸活動。

地場産業の開発や活性化、イベント、人づくりなどを目的とする「まちおこし」と同義に使われることもある。

なお、「まちづくり」、「街づくり」といった表現のうち、「まちづくり」はハード・ソフトを含めた最も包括的な使われ方をし、「街づくり」は道路、公園、建築物などの物的施設づくり(ハード)を目的とした場合に使われることが多い。

や 行

●ユニバーサルデザイン

誰でも状況によっては何かしらの「障がい」を持つということを発想の起点としている。

バリアフリーの場合は、使う人にとってのバリア(障壁)を取り除く考え方だが、ユニバーサルデザインはバリアをつくらないことをはじめから考え、そのうえですべての人が気持ちよく使えるように都市環境や生活環境を計画する考え方である。

都市公園整備を行う際の指針として、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を国土交通省が作成している。

●ランドマーク

土地の目印の意味。

景観を構成する要素のひとつで、都市空間やその他の地域空間のなかで象徴となるもの、自分がいる位置を確認する手がかりとなる目標物などをさす。

高い山や特徴的な形の山、都市空間のなかにそびえる高層ビルや尖塔、独立樹の大木などがこの役割を果たす。

●緑地

設置・管理主体が公共であるか民間であるかは問わないが、何らかの根拠によって公共性と持続性が担保されている、自然的環境を有するオープンスペース。

緑地には、都市公園など営造物としての緑地を意味する狭義の緑地と、社寺境内地などの空き地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含めた広義の緑地がある。

都市計画法、都市公園法でいう緑地は狭義の緑地に該当し、市町村が施設を積極的に整備・管理するもので、「施設緑地」を意味する。これは、公園と機能的に異なるものではないが、通常公園施設はほとんど設けず、自然のまま、または園路、植栽を施す程度でその目的を達しうるものをいう。

都市緑地法でいう緑地は「樹林地、草地、水辺地、岩石地、これらに類する土地で、良好な自然環境を形成しているもの」としており、広義の緑地とほぼ同義である。

広義の緑地のうち、風致地区、生産緑地地区など一定の地域を指定して定めるものを「地域制緑地」という。

(P.3 緑地の分類参照)

●緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地、または道路や河川などに隣接する土地所有者などの合意によって、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全・緑化に関する協定。

協定を締結するためには、区域全員の合意と市町村長の認可が必要である。

●緑地保全地域

都市緑地法に基づく緑地保全制度。

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全するもので、都道府県知事が指定する。

●緑道

一般的には、自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより、多目的空間として機能するものをいう。

都市公園法において、都市公園の一種である緑地として位置づけられ、災害時における避難経路の確保、市街地における都市生活の安全性、快適性の確保などを図ることを目的とした植樹帯及び歩行者路や自転車を主体とする緑地である。

恵庭市緑の基本計画

平成 25 年（2013 年）

編集・発行 恵庭市企画振興部まちづくり推進課

〒061-1498 恵庭市京町 1 番地

電話 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

E-mail

machi@city.eniwa.hokkaido.jp